

町営住宅入居希望者の皆様へ（募集要領）

建設水道課

1. 募集住宅

富士浦団地 募集戸数 1戸（81.15㎡）
木造平屋建て（2DK） 6畳2間、台所、洗面所、
トイレ（汲み取り）、浴室

2. 募集期間 令和 6年 9月10日（火）から
令和 6年 9月27日（金）まで （土、日、祝日を除く）

3. 申し込み時に提出していただく書類

- (1) 町営住宅入居申込書（第1号様式）
- (2) 町営住宅入居調書（第2号様式）
- (3) 令和5年度所得証明書（入居を希望する者全員の令和4年中の所得が分かるもの）
- (4) 住民票の写し（入居を希望する者全員。現在別居中のものを含む）
- (5) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者がある場合は、当該事実を証明する書類
- (6) 以下の方は、これらを証明できる書類又は、当該手帳の写し
 - ・現在の住居について正当な事由により立退きを要求されている方
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方で4級以上の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で3級以上の方
 - ・知的障害で上記に規定する精神障害の程度に相当する程度の方
 - ・戦傷病者手帳をお持ちの方
 - ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ・生活保護法による被保護者の方
 - ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
 - ・国内ハンセン病療養所入所者等の方
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者から（婚姻に類する交際相手を含む）の暴力を受けた「被害者」で次のいずれかに該当する方
 - ① 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - ② 裁判所が配偶者に下す被害者に対して身のつきまとい禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して5年を経過していない方
 - ・海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない方

4. 申込窓口 御宿町役場 建設水道課

TEL 68-6693

5. その他注意

- (1) 入居が決定した場合提出していただくもの（申し込み時には不要です。）
 - ・入居決定者と緊急時に町と連絡がとれる者が連署した請書
 - ・敷金（家賃の3か月分に相当する額）
- (2) ペットについて
 - ・ペットは飼育できません。